

「起業プラザひょうご」運営管理業務 企画提案募集要項

1 趣旨

兵庫県の経済を牽引する新たな事業の創出に向け、起業家の育成が必要である。次世代産業分野への進出、新規創業、新たな製品やサービスの研究開発を目指すひとづくりに向けて、サンパルビル6階を活用し、起業を目指す若者等の交流、情報提供・相談、ワーキングスペース等の拠点を創出する。

2 応募資格

民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、以下に掲げる事項をすべて満たすこと。

- (1) 事業を円滑に遂行できる総合的な企画力、技術力、財務能力を有すること。
- (2) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体等でないこと。
- (3) 兵庫県が賦課徴収するすべての県税並びに消費税及び地方消費税についての未納のない団体等であること。
- (4) 事業の実施にあたり、公益財団法人ひょうご産業活性化センター（以下「センター」という。）との打合せなどに適切に対応できること。
- (5) 業務内容について、守秘義務を遵守できること。

3 委託内容

別添「起業プラザひょうご」運営管理業務仕様書のとおり

4 委託条件

(1) 委託料

- ①対象経費 初期整備費（コワーキング・交流スペース及び事務室の備品等）及び運営費
- ②上 限 額 9,200 千円を上限とする。（消費税を含む。）
ただし、対象経費のうち、運営費の上限は 7,200 千円とする。（消費税を含む。）

(2) 委託期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日まで

ただし、業務の履行状況が良好であった場合に限り、平成 30 年度及び平成 31 年度の運営管理業務についても、今回の選定事業者と随意契約を行う。

その場合、契約期間は 1 か年度ごととし、委託料は当該年度のセンターの予算の範囲内とする。

(3) その他

- ① 再委託は原則として禁止する。なお、再委託を必要とする場合は、あらかじめセンターと協議し、承諾を得た場合に限るものとする。
- ② 年度終了時において委託料に対し、経費に過不足が生じても決定した額は変更しない。

5 スケジュール（予定）

平成29年8月中旬	事業者選定委員会
8月中旬～8月下旬	事業者決定、契約締結
9月	整備改修工事、会員募集開始
10月	施設オープン
平成30年3月31日	初年度事業終了

6 応募

(1) 企画提案参加申込

・募集期間

平成29年7月12日（水）～平成29年7月21日（金）16時まで

- ・提出書類 企画提案参加申込書（様式1）・・・・・・・・・・1部
- ・提出方法 企画提案参加申込書にご記入のうえ、ファックスにてお申込みください。

(2) 企画提案書の受付

・受付期間

平成29年7月24日（月）～平成29年7月31日（月）16時まで

・提出書類

- ①企画提案申請書（様式2）・・・・・・・・・・正1部
副5部
- ②提案者概要（様式3）・・・・・・・・・・6部
- ③企画提案書（様式4）・・・・・・・・・・6部
- ④経費積算見積書（様式5）・・・・・・・・・・6部
- ⑤誓約書（様式6）・・・・・・・・・・1部
- ⑥添付書類・・・・・・・・・・各1部
 - ア) 定款又は寄附行為（法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類）
 - イ) 履歴事項全部証明書（法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）（提出の日において発行から3か月以内の

もの)

ウ) 申請日が属する会計年度の前年度の決算書類(事業報告書、
賃借対照表、損益計算書等)

エ) 兵庫県税に係る団体(法人格を有していない場合は代表者個人)
の「納税証明書(3)」(兵庫県の県税事務所が発行する滞
納がないことの証明書)(提出の日において発行から3ヶ月以
内のもの)

※ 県内に事務所・事業所を有しない等により、兵庫県税の課税
実績がない場合は、納税証明書に替えてその旨の誓約書(様式
7)を添付

・提出方法

持参又は郵送により上記①～⑥を平成29年7月31日(月)16時
(必着)までに提出すること。

(3) 提出先

〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-8-4
神戸市産業振興センター 2階
公益財団法人ひょうご産業活性化センター
創業推進部 新事業課 宛て
(FAX: 078-977-9112)

(4) 内容についての質問等

①募集要項に関する質問

平成29年7月24日(月)16時まで(土日祝を除く。)に、事務局に持
参、郵送、メール、ファックスなどにより届けること。持参以外の方法の
ときは、電話により書類等の到着を確認すること。

②質問に対する回答

平成29年7月27日(木)までにメール、ファックス等によりすべての
参加者に回答する。

ただし、関係者などへの確認を要する質問等については、期限までに回
答できないこともある。その場合は、期限までに回答できない旨の連絡を
する。

(5) その他

- ①企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- ②提出された企画提案書等は、本企画提案募集の審査のためにのみ使用する。
- ③提出された企画提案書等は、返却しない。
- ④提出された企画提案書等は、非公開とする。ただし、企画提案書等につい
て、公表の必要がある場合は、参加者の了解を得て、その全部又は一部を

公表するものとする。

7 選定等

(1) 選定方法

選定委員会を設置のうえ、プレゼンテーション（ヒアリング）により以下の項目について審査し事業者を選定する（プレゼンテーションは、別途、日時、場所などを連絡する。）。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容
①事業の内容	
i) 施設管理面	・ コワーキングスペース・交流スペースのレイアウト ・ 情報発信の手法 ・ 施設・設備管理、防犯・情報管理の手法 等
ii) 起業支援面	・ 会員の募集・サービス提供の手法 ・ 研修・セミナー、交流事業の実施計画
②事業の体制	・ スケジュール ・ 支援人材（コーディネーター）の配置や、関係機関、専門家等との連携による支援体制・内容 ・ 業務責任者、受付スタッフの確保 等
③所要経費	・ 経費見積の妥当性、収入確保の見込み 等
④団体の適格性	・ 同種又は類似業務の実績、財務状況 等

(3) 選定結果

選定結果については、応募者全員に文書で通知する。

（ただし、審査経過や結果の内容等についての問合せには応じられません。）

8 委託契約の締結等

(1) センターは、選定された事業を提案した事業予定者と提案事業の実施方法等について、協議・調整を行う。その際、双方で確認のうえ、提案内容に修正・変更を加える場合がある。

(2) 契約条項は、センターにおいて示す。

9 契約の解除

(1) 委託契約に記載の条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、もしくは支払った委託料の一部又は全額の返還が必要となる場合がある。

(2) 上記 (1) により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合

がある。

10 委託料の支払い

- (1) 原則精算払いとし、事業終了後に提出される実績報告書に基づき、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。ただし、整備費など必要と認められるときは、部分払いをする場合がある。
- (2) 委託契約の内容どおりの事業執行が認められないなど、センターが必要と認めるときは、委託料を減額する場合がある。

11 著作権等

本業務により製作される成果物の所有権、著作権はセンターに帰属するものとする。ただし、成果物に受注者又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、センターは、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとし、受注者はそのために必要な著作権処理を行うものとする。

なお、本委託契約に基づく初期整備により受託者が設置した備品の所有権については、仕様書に定めるところによる。

12 事務局

公益財団法人ひょうご産業活性化センター
創業推進部 新事業課 佐々木・仲山

〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-8-4

神戸市産業振興センター 2階

TEL：078-977-9072

FAX：078-977-9112

E-mail：shinjigyo@staff.hyogo-iic.ne.jp